

令和2年6月9日

新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴うガス料金に関する  
特例措置の追加適用について（お知らせ）

3月27日に新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、お支払期限内にガス料金の支払いが困難な状況が生じることを踏まえ、経済産業省の要請により一時的にガス料金のお支払期日の延長を行う特例措置について公表を致しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、ガス料金について4月及び5月検針分の特例措置に加え6月検針分についても追加適用を講ずることと致しました。

つきましては、下記のとおり特例措置を実施致しますので、適用対象のお客様で特例措置をご希望される場合は、措置内容をご確認いただけますようお願い致します。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様で、当社にお申し出があった場合に適用させていただきます。

なお、お申し出の際は、社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。

2. 特例措置の内容

令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年4月3日以降となるもの）3月検針分、4月検針分、5月検針分及び6月検針分のガス料金の支払い期限をそれぞれ1ヶ月延長致します。

※支払期限とは

支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して50日目をいいます。

3. 特例措置のお問合せ先・お申し込み先

沼田ガス株 総務課

電話：0278-22-4451

受付時間：平日の8：30～17：00

以上